

1. 前文

- 我々APEC 貿易担当大臣は、新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響に対処し、全ての人々のための力強い経済回復を可能にするにあたり、貿易が果たす必要不可欠な役割の下に団結する。

2. 新型コロナウイルス感染症パンデミック対応のツールとしての貿易

【ワクチンを含む医療品及び関連するサービスへのアクセス】

- 安全、効果的、品質が保証されかつ手の届く価格の新型コロナウイルス感染症ワクチンの製造及び分配を緊急に加速する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症ワクチンサプライチェーンに関する独立の声明（附属書 1）を発表することに満足している。新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品の分配促進における APEC 税関ベストプラクティス・ガイドラインの実践的な貢献を歓迎。世界税関機関（WCO）新型コロナウイルス感染症医療品リストに記載のあるような医療品の貿易を円滑化する方法を検討し、本年 11 月の APEC 閣僚会議までに報告することに合意。
- 必要不可欠な物品の流れを支援するサービスに関する声明（附属書 2）を発出することに満足している。特に必要不可欠な物品の流通を加速・円滑化するようなサービスの貿易に係る不必要な障壁を特定し撤廃を検討することに、優先して取り組むことに合意。

【人の移動】

- 国境を越えた安全な移動の再開のために、国境を越えた移動措置に関する情報を共有し、地域における安全な移動の確立に係るイニシアティブやプロトコルを特定するよう実務者に指示。APEC がよりよく航空機乗務員を支援し、地域におけるビジネスの流動性を促進する方途を議論し、地域における安全な移動を促進するためのデジタルソリューションに係る議論を前進させ、本年 11 月の APEC 閣僚会議までに進捗を報告するよう実務者に指示。

【APEC サブファンド】

- パンデミックと闘うための APEC 支援基金サブファンドの新たな設立に留意。

3. ルールに基づく多角的貿易体制

【WTO・第 12 回 WTO 閣僚級会議に向けて】

- ルールに基づく多角的貿易体制の役割を想起し、第 12 回 WTO 閣僚級会議（MC12）が成功し、具体的成果をもたらすことを確保するために協力することを決意。自由、公正、予見可能、無差別で、透明性があり、開かれた貿易・投資環境を支えるルールを確立する上での WTO の役割を更に強化するために協力する。
- ジュネーブにおいてできるだけ早期、遅くとも MC12 までに、新型コロナウイルス感染症ワクチンの一定の知的財産権保護の一時免除を含むテキストベース交渉を支援するよう、能動的かつ緊急に取り組む。
- APEC エコノミーは、新型コロナウイルス感染症対処のための緊急措置が、的を絞って、目的に照らし相応かつ透明性があり、一時的なものであり、WTO ルールと整合的であることを確保することを通じてその役割を果たし、適切な場合には残されている貿易制限的な措置を緩和する取組を支援する。

【WTO 改革】

- WTO の機能を改善するために行われている必要な改革努力への支持を継続。このため透明性強化を進展させる重要性を認識。WTO の交渉及び紛争解決の役割の改善された機能に関して、我々は率直で建設的な議論を行った。また我々は、こうした議論を継続することにコミットする。MC12 までに必要な改革の種類に係る共通の理解を追求するよう、WTO メンバーに求める。

【漁業補助金交渉】

- WTO が、新たなルールを交渉するフォーラムとしての信頼性を強化し、天然資源を保護するために本年果たす最も重要な貢献の一つは、数十年にわたる漁業補助金交渉を成功裡に妥結すること。2021 年 7 月 31 日までに合意に達することを呼びかける WTO 事務局長の要請を支持。

【共同声明イニシアティブ】

- 21 世紀の貿易ルールに現代化するための WTO の努力への支持が必要。電子商取引、サービス分野における国内規制、中小零細企業及び開発のための投資円滑化に関する共同声明イニシアティブ（JSI）に参加する APEC エコノミーは、関連イニシアティブにおける実質的な進展を求める。

【気候変動】

- 持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成及びパリ協定の目標といった国際努力と連携し、気候変動その他の深刻な環境課題に貢献するような経済政策及び成長を促進する重要性に合意。

【エネルギー】

- 低炭素排出の未来に向けたエネルギー移行は、各エコノミーの異なる状況を反映するものとなると認識。

【環境物品】

- 11 月の APEC 閣僚会議までに、2012 年に首脳が承認した APEC 環境物品リストの実施をレビューし、参照目的のために HS コード関税分類に照らして更新するよう実務者に指示。11 月の APEC 閣僚会議において、リストの更新のために可能な更なる取組について実務者に指示することを検討。
- 環境物品の貿易に係る非関税措置の影響を議論する APEC の取組を支持。

【環境サービス】

- 環境関連サービスを特定することを含め、環境サービスの貿易拡大にかかる取組を前進させ、11 月の APEC 閣僚会議において進捗を報告するよう実務者に指示。自由化、円滑化等を含め、環境及び環境関連サービスの貿易をいかに拡大させるかにつき議論を前進させることに合意。

【農業】

- 農業は国際貿易において最も保護された分野の一つ。農業協定 20 条に記載のある改革過程の継続及び既存のマンデートにて想定されているとおり、助成及び保護の実質的で漸進的な削減を達成することを目指し、MC12 において、我々全体の関心事と機微を反映した、農業に関する有意義な成果が必要であることに合意。

【市場歪曲的補助金】

- 市場歪曲的補助金は、公平な競争条件を弱める。これら補助金が環境に悪影響を与えることも一層懸念する。

【新たな非効率な化石燃料補助金の任意の停止】

- 11 月に APEC 閣僚会議において進捗を報告するため、新たな非効率な化石燃料補助金の潜在的な任意の停止に着手する選択肢を検討するよう実務者に指示。

【女性、中小零細企業、先住民】

- APEC の取組は、女性、中小零細企業等を含む社会の全ての構成員に成果をもたらす必要がある。先住民の経済的潜在力を開花させるための APEC の最近のイニシア

ティブに留意。我々の経済・技術協力及び能力構築は、教育や研修等を促進し、テクノロジーやファイナンス等へのアクセスを強化し、市場及び規制に関する情報へのアクセスを確保することができる。

4. 将来的な繁栄の形成

【デジタル】

- 新技術の適用を促進し、ビジネス及び起業家の活躍を可能とし、データの流通を促進し、消費者とビジネスの信頼を強化し、物品及びサービスが継ぎ目なく国境を越えて移動することを可能とするような、包摂的で無差別的なデジタル経済を作り出すことが必要。
- 同時に、デジタル経済において誰一人取り残されることがないように、デジタルデバイドを埋めることが重要。
- WTO 貿易円滑化協定の、特に通関におけるデジタル化の利用促進等に関する条項の履行を加速化し、コロナ禍で APEC メンバーによってとられたデジタル貿易円滑化措置を定着させることに合意。11 月の APEC 閣僚会議において進捗を報告するよう実務者に指示。

【地域経済統合、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）】

- 二国間及び地域貿易協定の締結、批准、履行及び見直しに向けた現行の取組を支持。こうした取組は、アジア太平洋において質が高く包括的な貿易・投資成果を支える APEC の広範な取組、特にアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）に関するリマ宣言の履行によって強化されている。FTAAP が地域経済統合を構成していく上での原則であり続けることを確保するとの ABAC の要請に留意。

【質の高いインフラ開発・投資】

- 関連する APEC の作業に基づく質の高いインフラの開発・投資を通じた連結性の重要性を認識。

【APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040 実施計画】

- 2021 年 APEC 首脳会議までに、昨年首脳によって採択された「プトラジャヤ・ビジョン 2040」の全ての要素に係る具体的な実施計画を完成させるよう実務者に要請。

5. 終わりに

- ニュージーランドによる貿易担当大臣会合の主催に感謝し、11 月に再会する際に進捗に係るレビューを期待。

附属書 1：新型コロナウイルス感染症ワクチンサプライチェーンに関する

APEC 貿易担当大臣声明（仮訳）

我々、APEC の貿易担当大臣は、

輸出制限、非関税障壁、貿易円滑化、関税を含む、2020 年の「必要不可欠な物品の流れの円滑化に関する APEC 宣言」に関する実施の進展を歓迎し、

必要不可欠な物品の国境を越えた円滑な分配を確保するための APEC 首脳らの決意とコミットメントを想起し、

新型コロナウイルス感染症パンデミックからの地域の回復のために、新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品のサプライチェーンの安全性、効率性及び強靱性を確保することの重要性を認識し、

世界保健機構（WHO）の権利と義務、世界税関機構（WCO）及びその他の国際機関による新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品の円滑化における取組を認識し、

世界貿易機構（WTO）の権利及び義務、WCO 基準及び国際保健規則と整合的な形で、WTO 貿易円滑化協定の履行を加速化することにコミットし、以下の分野において更なる行動をとる。

1. WCO-WHO 新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品リストを、貿易円滑化のための参照として使用することに合意。APEC エコノミーは、全ての新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品の流通と通過を迅速化させる。情報の事前電子提出及び処理を含め、到着後の通関を迅速化する。
2. 新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品の分配促進のための APEC 税関ベストプラクティス・ガイドラインの実施を前進させる。税関手続きのデジタル化、物品の国境を越えた流通の迅速化、貿易業者と国境機関との間の調整強化を含め、パンデミックの間に実施された貿易円滑化措置を定着させることに合意。
3. WTO ルールは特定の状況においては輸出規制又は禁輸措置を許可しているが、新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品に関して、このような措置を適用しているエコノミーは、これらが目的を絞り、目的に照らし相応かつ透明性があり、一時的で、不必要な貿易障壁を生み出さないことを確保するため、新型コロナウイルス感染症の状況の変化に応じて、措置継続の必要性を評価する。他の WTO 加盟国に対しても同様の自制を求める。
4. 特に国境において課される手数料を見直すことを各エコノミーに促すことにより、新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品のコストを下げる任意の行動を検討する。
5. サプライチェーンに犯罪がつけ入ることを防ぎ、違法、危険、低水準又は偽造品の新型コロナウイルス感染症ワクチン及び関連物品の入域及び輸入を防止するために適切な措置を講じる。これには、グローバルな医療製品の品質とサプライチェーンの安全性促進のための APEC ロードマップ及び関連ツールキットの更なる実施が含まれる。

レビュー・メカニズム

APEC 事務局は、2021 年 11 月の APEC 閣僚会議までに、本イニシアティブの下で各エコノミーが実施した行動に関して概要報告を行う。その後、新型コロナウイルス感染症が、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態でないとされるまで、12 ヶ月毎に報告を行う。

APEC 事務局からの報告に基づき、APEC エコノミーは本イニシアティブの進展をレビューし、11 月に再会する際に報告する。

附属書 2：必要不可欠な物品の流れを支援するサービスに関する APEC 貿易担当大臣声明（仮訳）

2020 年、新型コロナウイルス感染症への対応として、APEC 貿易担当大臣は、国境を越えた必要不可欠な物品の流れを円滑化し、グローバル・サプライチェーンへの混乱を最小限に抑えることに取り組むことにコミットした。

新型コロナウイルス感染症のパンデミック下において、貿易の流通を継続することを保証する重要性を認識し、

ワクチンの分配だけでなく、必要不可欠な物品の流れの支援においてもサービスが果たす重要な役割を認識し、

この重要な時期に、必要不可欠な物品の流れを支援するサービスの供給を促進するために協力することにコミットし、

自由で、開かれた、公正で、無差別的で、透明性のある、包摂的かつ予見可能な貿易・投資環境にコミットし、

新型コロナウイルス感染症パンデミックの経済的影響への効果的で透明性のある対応を行い、パンデミックの間に必要不可欠な物品が必要とされている目的地にたどり着くことを確保するとのコミットメントを改めて強調し、

以下をここに宣言する。

サービス分野における貿易障壁

APEC エコノミーは、必要不可欠な物品の流れの迅速化及び円滑化を妨げる可能性のある関連サービス分野の貿易における不必要な障壁を特定することを優先し、いかなるこうした障壁もそれぞれ、WTO 及び特惠貿易協定の義務及びコミットメントと整合的であることを確保すべきである。

これらの取組は、強力な一連の国際規律によって支援されるべきである。この観点から、我々は、サービス分野における国内規制に関する共同声明イニシアティブの下での WTO における進展に留意。このイニシアティブに参加する APEC メンバーは、これらの交渉を可能な限り早期に締結するよう促す。

貿易円滑化

APEC エコノミーは、グローバル・サプライチェーンの支柱として機能する、物流ネットワークの円滑かつ継続的な運用の確保のために取り組む。「必要不可欠な物品の流れの円滑化に関する APEC 宣言」に基づき、我々は、必要不可欠な物品の税関手続きに必要なものを含む、輸送及び物流サービスに関する調整、効率性及び透明性の強化にコミットする。

各 APEC エコノミーは、到着した必要不可欠な物品を迅速に処理し、発送を支援するサービスを円滑化することが奨励される。これには、物品の到着前に処理を開始できるように、サービスの供給者が、輸入に関する文書やマニフェスト（積荷目録）など、その他の必要な情報を電子データで提出できるようにすることを含む。

レビュー・メカニズム

APEC エコノミーは、「必要不可欠な物品の流れの円滑化に関する宣言」のレビューの一環として、本イニシアティブの進捗をアップデートする。第 1 回レビューは 2022 年に実施される。